

平成26年度

受動喫煙防止対策助成金及び支援事業のお知らせ

北海道労働局労働基準部健康課

～ 職場における受動喫煙防止対策に取り組む

中小企業の事業主の皆様へ ～

喫煙室の設置に助成金！！

喫煙室設置費用の1/2（支給上限は200万円）を助成

<助成要件> 以下のすべてを満たす必要があります。（平成25年度と同じです。）

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 中小企業事業主であること。
 - ・卸売業については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が1億円以下であること。
 - ・小売業については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5000万円以下であること。
 - ・サービス業については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が5000万円以下であること。
 - ・上記に該当しない業種については、その常時雇用する労働者が300人以下又はその資本金の規模が3億円以下であること。
- ③ 専用の喫煙室を設置する事業主であること。
- ④ 喫煙室等の設置計画を作成し、北海道労働局長の認定を受けること。
- ⑤ 喫煙室に向かう空気の流れは、風速毎秒0.2m以上などの要件を満たすこと。
- ⑥ 性能・実施状況を明らかにする書類を整備していること。

専門家の無料相談・測定機器の無料貸出による 技術的な支援も実施！！

・専門家による相談支援

相談支援事業は、4月中旬以降に開始する見込みです。

専門家による電話相談（必要に応じ実地指導）を実施！

・測定機器無料貸出事業

測定支援事業は、4月下旬以降に開始する見込みです。

デジタル粉じん計、風速計を無料貸出し、職場環境の実態把握を支援！

★ 詳細につきましては、下記までお気軽にお問い合わせください。

北海道労働局労働基準部 健康課 TEL 011-709-2311 内線 3561